

《県内の保育士養成施設が実施する学校推薦選考を受験される方へ》

福島県保育士修学資金 特別貸付事業のご案内

この制度は、保育士資格の取得を目指す学生が、経済的理由により、保育士養成施設への進学をあきらめることのないよう、入学前に支払うべき経費の一部を貸し付ける制度です。

貸付内容

貸付額は、50万円以内

(学費相当分	30万円以内)
(入学準備金	20万円以内)

【貸付対象者】 (令和6年度に県内の指定養成施設に入学する方が対象となります)

貸付対象者は、福島県内の保育士養成施設に推薦選考により進学し、卒業後、県内において、保育士として業務に従事しようとする者であって、次のすべての要件を満たす方です。

- ①生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
 - ②県内の保育士養成施設の推薦選考を受験し、合格した方。
 - ③所定の期日までに入学手続きを完了する見込みの方。
 - ④保育士養成施設に入学後、「保育士修学資金貸付」を申請し、第1回目の修学資金交付後、本事業による貸付金の返還を確約する方。
- ※ 在学する高等学校の推薦が必要です。
※ 連帯保証人1名を立てていただきます。
※ 貸付には審査があります。

【募集人数】 10名(予定)

【申請期間】 令和5年9月1日(金)～令和6年1月31日(水)

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 TEL:024-523-1256

ホームページ

<https://www.fukushimakenshakyō.or.jp>

各種貸付→「保育の貸付事業のご案内」



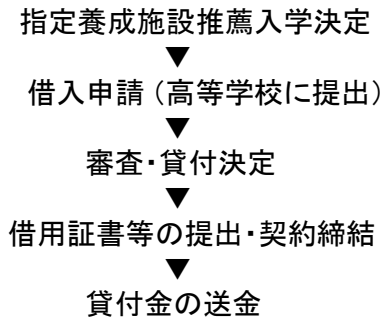
令和5年9月
裏面をご覧ください⇒

1 保育士修学資金特別貸付申請から返還まで

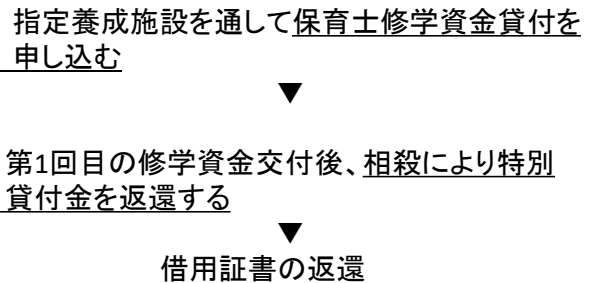
※申請には高等学校の推薦が必要です。

※申請しない場合一括返還となります

貸付申請等



高等学校卒業後



〔貸付金交付〕

提出書類受理後、指定口座に一括交付

〔利子〕

無利子

2 保育士修学資金貸付とは（入学後養成施設を通して申請）

保育の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。
貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

<貸付内容>

- ①学費等について (修学期間2年の場合) **月額5万円以内**
- ②さらに必要に応じて **入学準備金20万円以内**
就職準備金20万円以内
- ③修学期間中及び保育施設等に就労中の貸付利息は **全額無利子**

<返還の免除>

(次の条件を全て満たした場合、貸付額が全額免除となります)

- ①養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うこと
- ②保育士として登録後、福島県内の施設等で保育士業務に従事し、かつ継続して5年間従事すること(過疎地で業務従事した場合3年間以上従事したとき)。

貸付条件に反した場合は一括返還となります